《処理業者の方》

コブリス・プラス利用時の注意事項

処理業者の方で「建設副産物情報交換システム（コブリス）」をご利用いただいていた方につきましては、以下の注意事項をご確認ください。
また、コブリス・プラスの使い方や FAQ も併せてご参照ください。

- ユーザーID とパスワードはコブリスと同じものを引き続きご利用いただけます。
- 登録されているデータは、コブリスに登録されていたデータを引き継いでいます。
- 初回ログイン時にはコブリス・プラスへの利用規約の同意が必要となります。画面に表示される利用規約をご確認いただき、同意いただいた上でご利用ください。

- 初期パスワードのままでご利用している場合、パスワード変更の画面が表示されます。パスワードを変更してご利用ください。

- コブリス・プラスでは工事受発注者が処理施設の情報を参照できる機会が増え、データの鮮度がより一層重要になります。コブリス・プラスでログインいただき、引き続き適時適切なデータの更新をお願いします。

処理施設の情報に変更がない場合でも、「変更なしで最終更新日を更新する」を押すことで「最終更新日」が更新されます。
データの鮮度を保つためにもご活用ください。

- 処理事業所ごとに処分業の許可を登録することができますが、一つの処理施設に登録できる許可は産業廃棄物処分業と特別管理産業廃棄物処分業のそれぞれ一つずつになります。
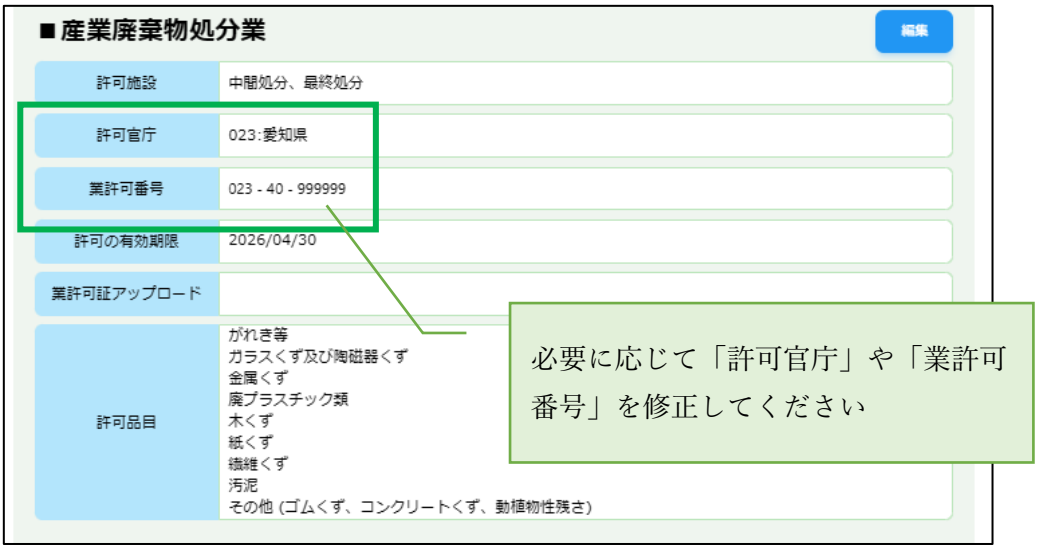
- 処分業の許可を登録する際には「許可官庁」を選択することで、「業許可番号」の先頭3桁が自動で入力されるようになりました。登録している「許可官庁」と「業許可番号」に誤りが無いか、ログイン後にご確認ください。